

2025年3月28日

各位

会社名：川崎汽船株式会社
代表者名：取締役 代表執行役社長 五十嵐 武宣
(コード番号：9107 東証プライム)
問合せ先：常務執行役員 玉置 伸哉
(TEL：03-3595-5024)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2016年から、当社の取締役（業務執行取締役に限る。）及び執行役員を対象とした株式報酬制度（以下「本報酬制度」といいます。）を導入しています。

当社は、本日開催した臨時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました（以下「本機関変更」といいます。）。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会及び報酬委員会において、本報酬制度を改定すること（以下「本報酬制度改定」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本報酬制度改定の目的

当社の執行役（取締役を兼務する者を含む。以下同じ。）及び執行役員の個人別の報酬等の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とし、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該執行役及び執行役員の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとするを基本方針としております。本報酬制度は、報酬と株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることに資するため、本機関変更後は、執行役及び執行役員を本報酬制度の対象者といたします。

また、取締役（執行役を兼務する者を除く。）の個人別の報酬等の額は、各取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものとし、かつ、業績連動型の要素を含まないことを基本方針としております。グローバルに信頼されることを企業理念とし、全世界でビジネスを展開している当社において、グローバル企業としてのガバナンス強化を担うことのできる人材の維持・確保、及び株主の皆様との利益の共有を図る観点から、執行役を兼務しない取締役に対して、業績に連動しない株式報酬を付与

することといたしました。

2. 本報酬制度改定の概要

本報酬制度改定の内容は、本機関変更に伴う、業績連動報酬の対象者の改定及び非業績連動株式報酬（固定報酬）の導入となります。

1) 本報酬制度の概要

本機関変更以前の当社の取締役（業務執行取締役に限る。）及び執行役員の報酬は、以下の3種類の報酬により構成していました。

- ① 固定報酬（金銭）：職責に応じた業務遂行のため職位ごとに設定した月次の報酬。
- ② 短期業績連動報酬（金銭）：主として当年度の業績の当初目標に対する達成度に連動した報酬。
- ③ 中長期業績連動報酬（株式）：当年を含む過去3年間の株主総利回り（TSR）等に連動した報酬。

なお、中期業績連動報酬（株式）の詳細につきましては、2016年4月28日付「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」及び2023年3月14日付「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

2) 本報酬制度改定後の報酬制度の概要

本報酬制度改定により、当社の取締役、執行役及び執行役員の報酬は、以下の4種類の報酬により構成いたします。

- ① 固定報酬（金銭）：職責に応じた業務遂行のため職位ごとに設定した月次の報酬。
- ② 固定報酬（株式）：職責に応じた固定額による株式報酬。
- ③ 短期業績連動報酬（金銭）：主として当年度の業績の当初目標に対する達成度に連動した報酬。
- ④ 中長期業績連動報酬（株式）：当年を含む過去3年間の株主総利回り（TSR）等に連動した報酬。

それぞれの報酬の支給対象は以下のとおりです。

報酬の種類	対象者
固定報酬（金銭）	取締役（執行役兼務者を除く。） 執行役（取締役兼務者を含む。） 執行役員
固定報酬（株式）	取締役（執行役兼務者を除く。）
短期業績連動報酬（金銭）	執行役（取締役兼務者を含む。） 執行役員
中長期業績連動報酬（株式）	執行役（取締役兼務者を含む。） 執行役員

3) 非業績連動株式報酬（固定報酬）の導入

非業績連動株式報酬（固定報酬）は、中長期業績連動報酬と同様、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」の仕組みを採用します。

取締役（執行役兼務者を除く。以下同じ。）に対して、職責に応じたポイントを付与し、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイント数に応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託から給付します。

なお、本件の当社業績への影響は、軽微なものとなります。

以上